

報告第 10 号

臨時代理した事件(名張市文化財調査会委員の委嘱)の承認について

名張市文化財調査会規則（昭和31年教育委員会規則第12号）第4条の規定に基づく名張市文化財調査会委員の委嘱については、別紙のとおり行つたので報告し、承認を求める。

令和 4年 5月 9日報告

名張市教育委員会
教育長 西山嘉一

名張市文化財調査会委員 名簿

(五十音順) 令和4年4月1日現在

委嘱期間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

| 氏名 | 専門部会 | 在任期間 | |
|--------------------|---|------------------------------------|----|
| 伊ミ カツヨシ 岩見 勝由 | 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員 | 平成30(2018)年4月～ | 再任 |
| オクニシ 伊オ 奥西 勲 | 無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会員 名勝・天然記念物部会員 | 平成14(2002)年6月～ | 再任 |
| コダマ ヒサキ 小玉 道明 | 史跡・考古資料部会長 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員 | 平成3(1991)年10月～ | 再任 |
| シミズ キヨシ 清水 潔 | 書籍・典籍・古文書・歴史資料部会長 無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会員 | 平成3(1991)年10月～ | 再任 |
| タケガワ カズヤ 滝川 和也 | 無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会員 書籍・典籍・古文書・歴史資料部会員 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員 | 平成30(2018)年4月～ | 再任 |
| タケハシ ヒデオ 竹内 英雄 | 史跡・考古資料部会員 | 平成30(2018)年4月～ | 再任 |
| タニト ミル 谷戸 実 | 無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会員 | 平成14(2002)年6月～ | 再任 |
| トミダ ヤスオ 富田 靖男 | 名勝・天然記念物部会長 | 平成12(2000)年1月～ | 再任 |
| カカチ ヒトシ 中内 中 | 無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財部会長 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員 | 平成7(1995)年10月～ | 再任 |
| フジノ マサフミ 藤野 正文 | 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員 史跡・考古資料部会員 | 平成7(1995)年10月～ | 再任 |
| マツシカ ショウジ 松鹿 昭二 | 建造物・絵画・彫刻・工芸品部会員 書籍・典籍・古文書・歴史資料部会員 | 昭和53年4月～平成14年6月 平成30(2018)年10月～ | 再任 |

○名張市文化財調査会規則

昭和31年1月11日教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 名張市文化財調査会（以下「調査会」という。）は、名張市文化財保護条例（平成12年条例第14号）の規定に基づき、名張市内にある文化財について名張市教育委員会の諮問に応じ調査並びにその保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関し必要と認める事項を教育委員会に建議することを目的とする。

(事務所の設置)

第2条 本会の事務所を名張市教育委員会事務局内に置く。

(組織)

第3条 調査会は15名以内の委員をもって組織する。ただし、必要あるときは臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから教育委員会がこれを委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じ補欠を必要とする場合の補欠委員は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終わったときは退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 調査会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、本会の会議の議長となり会務を総理し本会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第7条 調査会は、その職務を遂行するため専門部会を設け調査審議する。

- 2 専門部会は、次の5部門とする。ただし、必要ある場合はその数を増減することができる。
 - (1) 建造物並びに絵画、彫刻及び工芸品専門部会
 - (2) 書籍、典籍、古文書及び歴史資料専門部会
 - (3) 無形文化財、有形民俗文化財及び無形民俗文化財専門部会
 - (4) 史跡及び考古資料専門部会
 - (5) 名勝及び天然記念物専門部会
- 3 委員は、いずれかの部会に属し、かつ、2つ以上の部会を兼ねることができる。
- 4 各部会には部長1名を置く。
- 5 部長は、各部会において互選する。
- 6 部長は、所属部会を掌理する。

(委員会議及び専門部会議)

第8条 委員会議及び専門部会議は、会長が必要に応じてこれを招集する。

第9条 委員会議及び専門部会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ成立しない。

- ただし、同一の事件について再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

本規則は、昭和30年9月20日から適用する。